

Space, Architecture and Function of Market Towns in the Province of Suo and Nagato. : Case Study of Sasanami-ichi, Akiragi-ichi and Kano- ichi

麻生, 由季
九州大学大学院芸術工学府

<https://doi.org/10.15017/17132>

出版情報 : 九州大学, 2009, 博士 (芸術工学), 課程博士
バージョン :
権利関係 :

3章 周防国鹿野市の空間構成と商業機能

緒

本章では防長の市町の中でも市立てが行われ、商業機能に特化した市町の空間構成・建築構成について検討することを目的とし、市立てに関する文献史料、町並みの計画を描いた絵図史料及びその後の建築構成の変遷について記される文献史料が残される鹿野市を事例として取り上げる。

鹿野市は周防国北東部に位置し、萩と安芸国境の亀尾川を結ぶ山代街道の馬継場で3齋市が行われたところで、近世前期に古市から現在の鹿野市である鹿野台地に移転したことが知られている。

鹿野市の歴史については、『歴史の道調査報告書 山代街道』(以下『山代街道』)¹⁾、『鹿野町誌』²⁾及び『岩崎家資料総合調査報告書』(以下『岩崎家報告書』)³⁾に詳しく、古市からの移転に関しては潮音洞による水利の向上とした『山代街道』『鹿野町誌』、それに加えて街道整備によるとした『岩崎家報告書』など諸説あることが知られている。

建築については、福田東亜氏による『山代街道』における2棟の調査報告⁴⁾と『岩崎家報告書』における文献史料に基づいた岩崎家住宅の調査報告があるが、町並みの変遷と関連づけて言及されておらず、より詳細な検討が必要である。

本章では1節で文献史料により町の移転計画及びその実施について検討し、2節で町並みの計画を描いた天和期の絵図史料により町立て時の空間構成について検討し、3節で文献史料・絵図史料・地籍資料を用いて年寄役を勤めた岩崎家の建築構成の変遷を検討することにより、町並み成立時の建築構成について考察し、4節で文献史料を用いて、前節までの検討と近世後期の鹿野市における商業を勘案して、町並みの空間構成と商業機能の関係とその変遷について考察する。

3-1 市町建設経緯

寛永2年(1625)「周防寛永三年坪付帳」⁵⁾には「賀野 市屋敷 17ヶ所」と記され、慶安2年(1649)成立の「正保周防国絵図」⁶⁾には「賀野馬継」が描かれ、現在の鹿野市に移転する前に位置した古市における町場の存在が窺われ、馬継場として機能していたことが知られる。

岩崎重友が藩に提出した掘抜の潮音洞開作の上申書⁷⁾に、

鹿野市ニ水無御座ニ就而(中略)右之水鹿野市へ通候様、私自力を以て仕見事と奉存候(中略)左候へば私扶持方に被成御加、給地に被下候様被仰上可被下候以上 慶安四 五月九日

とあり、当時の鹿野市は水不足のため自力で水を引き、水利を計るとともに水利による新たな開作を給領地にするように、慶安4年5月9日に重友よる陳情がなされたことが知られる。これに対する藩の返答⁷⁾は、

(前略)其方自力を以掘抜申度之由理を承知候(中略)慶安四年十月二日 兎(玉)民部 岩崎想左衛門殿

とあり、慶安4年10月2日に重友の申請が許可されたことが知られる。漢陽寺境内にある延宝9年(1681)に建てられた碑⁸⁾に潮音洞の完成年が「承応三年甲午」と刻まれており、承応3年(1654)に完成したことが知られている。このことは後年編纂の『防長風土注進案』(以下『注進案』)⁹⁾「水懸り善悪水損早損之事」にも、「此潮音洞之水懸り田数貳拾壹町七反三畝廿八歩二至り候、因茲田地豊饒を得早水損之煩ひ(ママ)」とあり、潮音洞より流れる水により21町7反3畝28歩の田を潤したことが知られ、重友による潮音洞の完成により灌漑水が田を潤したことが知られるのである。

潮音洞より鹿野台地をまっすぐに貫いた水路沿いに位置する現鹿野市への移転については、岩崎家に残された2つの史料により町建設経緯が知られる。それは鹿野市の新たな計画を描いた天和3年(1683)12月7日付「鹿野市并同町割図」(以下「町割図」)¹⁰⁾(図3-1、表3-1)と後述する『重次調之』¹¹⁾である。岩崎家とは鹿野岩崎家を指し、大祖が重友でその子重春は長男重信(長右衛門)に松屋岩崎家を継がせ、宝暦2年(1752)重信の養子重長の代に家名断絶となり、一旦鹿野市を離れたが、明和5年(1768)次男重次が鹿野市に戻り再興し、製薬業を営んだことが知られている¹²⁾。「町割図」の末尾に作成趣旨が記され、

右今度鹿野市新町割下組仕市中之もの共江不残一所江召寄読聞せ各々納徳之上名

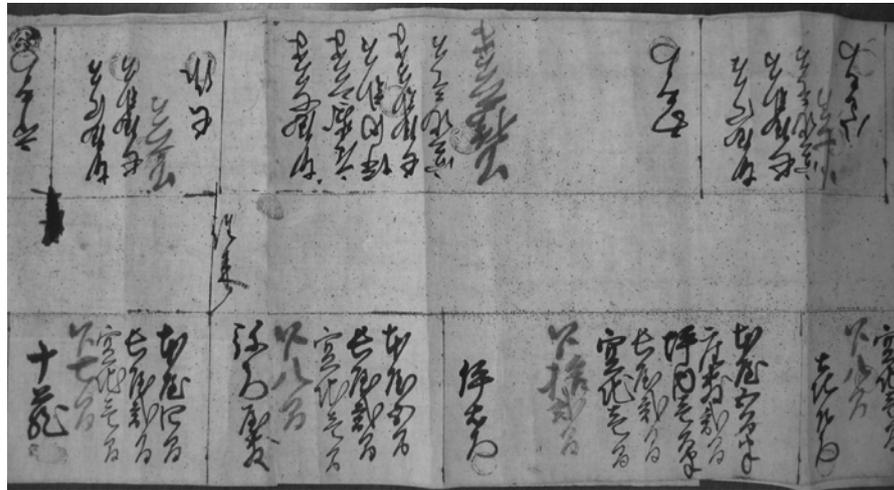


図 3-1 「鹿野市并同町割図」(山口県文書館蔵)

所ニ印判を突せ如此御座候間御見合せ鹿野町割被仰付可被遣候以上とあり、鹿野市の新たな町の計画図を作成し、市中の者を同じ所に集めてその内容を説明し、各自納得の上、名前の上に捺印させ、藩に町の移転・建設を願い出たことが知られる。

さらに『重次調之』の中に「鹿野市日始めの事」と題した重要な箇所がある¹³⁾。それには、

鹿野村の物品の交替出来春、村の栄なきを歎きて岩崎想左衛門尉重信村民を納得させ、各居に自分の趣旨を解き廻りて遂に農作物と他の物と交替の事を始むる事貞享元年ノ子ノ二月より始め毎月三日十三日廿三日とす、其市日の始めなり(後略)と記され、鹿野村では物品の交換が出来ず、村が繁栄しないため、重信は各家に出向き、自分の計画を伝え村民を納得させ、貞享元年(1684)2月より農作物と他の物を交換する市を始めるに至ったこと、市立ては毎月3日、13日、23日に行われることが知られる。

これら両史料により、古市では市立てが行われず、農作物を他の品物と交換する場がなかったため、重信によって定期市が計画されたこと、市立てを行う新たな町の計画を行ったこと、潮音洞からの水が町の中央をまっすぐ貫く水路沿いに現鹿野市を移

転・建設したことが知られる。申請した3ヶ月後の貞享元年2月に市立てが始まったことから、その時には町の建設も完了したと考えられる。

この町並みはどのような構成を呈していたのだろうか。次節では「町割図」の空間構成について検討する。

表3-1 天和3年「鹿野市并同町割図」記載事項

街道西側										街道東側											
北		本屋	長屋	空地	座敷	坪内	計	合計	家数	北		本屋	長屋	空地	座敷	坪内	計	合計	家数		
北 ↑ 市	1	九右衛門	4	—	—	—	—	4	48	7	1	十左衛門	4	2	1	—	—	7	46	7	
	2	佐左衛門	5	2	1	—	—	8			2	半右衛門	5	—	—	—	—	—			5
	3	半之丞	5	—	—	—	—	5			3	吉右衛門	4	—	—	—	—	—			4
	4	惣兵衛	4	2	1	—	—	7			4		5	2	1	—	—	—			8
	5	助左衛門	4.5	2	1	—	—	7.5			5	平左衛門	4	2	1	—	—	—			7
	6	五郎右衛門	5	2	1	—	—	8			6	八右衛門	5.5	2	1	—	—	—			8.5
	7	久兵衛	5.5	2	1	—	—	8.5			7	七兵衛	3.5	2	1	—	—	—			6.5
			往来	—	—	—	—	—			往来	—	—	—	—	—	—				
		8	六兵衛	5	2	1	—	—	8	67	7	8	文右衛門	3.5	2	1	—	—	6.5	67	8
		9	四郎兵衛	4.5	2	1	—	—	7.5			9	孫二郎	5	2	1	—	—	8		
		10	善助	5	2	1	—	—	8			10	久米丞	4	2	1	—	—	7		
		11	又四郎	5	2	1	—	—	8			11	市主 七郎右衛門	4.5	2	1	—	—	7.5		
		12	八郎兵衛	7	2	1	—	—	12			12	喜右衛門	7	2	1	—	—	10		
		13	金右衛門	4	2	1	—	—	7			13	喜左衛門	5	2	1	—	—	8		
	14	五右衛門	7.5	2.5	1	3.5	2	16.5	14	伊右衛門	5.5	2	1	2	1.5	12					
		往来	—	—	—	—	—			往来	—	—	—	—	—	—					
	15	長作	4	2	—	—	—	6	96	10		往来	—	—	—	—	—				
	16	市右衛門	5	2	1	—	—	8			16	十蔵	4	2	1	—	—	7	85	11	
	17	岩崎長右衛門	9	2.5	1	4	2.5	19			17	神左衛門屋敷	4	2	1	—	—	7			
	18	六左衛門	4	2	1	—	—	6			18	少左衛門	7	2	1	—	—	10			
	19	貞右衛門	7	2	1	—	—	10			19	藤四郎	5	2	1	—	—	8			
	20	市郎右衛門	5.5	2	1	2	1.5	12			20	作兵衛	5	2	1	—	—	8			
	21	久右衛門	6	2	1	—	—	9			21	佐一郎	5	2	1	—	—	8			
	22	五郎左衛門	4	2	1	—	—	7			22	嘉兵衛	4	—	—	—	—	4			
	23	五兵衛	5	2	1	—	—	8			23	忠兵衛	5	2	1	—	—	8			
	24	△岩崎長右衛門 新屋敷	7.5	2.5	1	—	—	11			24	長左衛門	5	2	1	—	—	8			
		往来	—	—	—	—	—			往来	—	—	—	—	—	—					
	25	九郎右衛門	6	2	1	—	—	9	61	8	26	△市之丞	5	2	1	—	—	8	92	9	
	26	△今井ノ善兵衛	5	2	1	—	—	8			27	一郎左衛門	4.5	—	—	—	—	4.5			
	27	△今井ノ二四郎	5	2	1	—	—	8			28	善左衛門	4	2	1	—	—	7			
	28	△大泉ノ助右衛門	4	2	1	—	—	7			29	主計	4	—	—	—	—	4			
	29	△田原ノ二郎右衛門	6	2	1	—	—	9			30	△角兵衛	5	2	1	—	—	8			
	30	△田原ノ武兵衛	4	2	1	—	—	7			31	△嘉左衛門	4.5	—	—	—	—	4.5			
下 市	31	六右衛門	3.5	2	1	—	—	6.5	32	△宝正院	5	2	1	—	—	8					
南	32	清兵衛	6	—	—	—	—	6	33	△原ノ清右衛門	4	2	1	—	—	7					
計								32	34	△奥大町ノ勘左衛門	4	2	1	—	—	7	35				
									35	△真行寺	42	—	—	—	—	42					

3-2 市町建設時の空間構成

「町割図」には街道及び街道に直交する脇道が描かれ、北を上市として南北に街道が通り、東側35軒・西側32軒の宅地が並び、東側南端に真行寺が位置する。宅地には本屋、長屋、空地が記され、それぞれの間数とそれらの合計及び居住者が記される(図3-5)。長屋は3軒を除き一律2間、空地は一律1間である¹⁴⁾。宅地間口の平均は8間で長右衛門(重信)家が19間と一番大きく、次いでその第五右衛門家が16間半、目代を勤めた八郎兵衛家が12間と有力者には大きな宅地間口が割り当てられている。また本屋の平均間口は5間で長右衛門家が9間と一番大きく、次いで五右衛門家・長右衛門新屋敷が7間半となっている。宅地合計間数が大きい5軒には加えて1間半～2間の坪庭と2～4間の座敷も記される。また末尾の特記事項に家数の内訳・雨落・脇道の幅¹⁵⁾を記し、家数の内訳に関しては古屋敷59軒・新屋敷13軒が記される。「町割図」に△印の記される家が13軒数えられ、今井・大泉・田原・狐原・奥大町などの名前が見られることから鹿野市近郊に位置する地区から新たな居住者を募ったとみられ、△印は新屋敷に当たると考えられる¹⁶⁾。

次に町並み構成を描く絵図史料及び地籍資料を基本として「町割図」をそれらに比定し、貞享元年(1684)の空間構成について検討する。鹿野市の町並み構成を描く史料として、元文5年(1740)成立の「鹿野上村一村限明細絵図」(以下「上申絵図」)¹⁸⁾、寛保・延享期(1741-8)成立の「御国廻御行程記」(以下「行程記」)(図3-6))¹⁸⁾及び宝暦12年(1762)「都濃郡鹿野上村御蔵入田畠小村式百四拾壺ヶ所之内八拾六ヶ所之絵図」(以下「小村絵図」)¹⁹⁾が知られる。「上申絵図」は勘場、寺社、高札、米蔵といった町並みの主要施設や印判で描かれた家などを描いており、「行程記」は鳥瞰図で、町中を貫く潮音洞からの水を引く水路、街道、脇道や町並みの主要施設及びその名称、民家及び付属屋、蔵、町名などを詳細に色鮮やかに描いている。民家及び付属屋は全て茅葺で裏に瓦葺漆喰壁の土蔵が点在している。また「小村絵図」には、筆毎の番号、地目、その面積・地料・名前及び道、町中を貫く水路が記される。これを明治20年地籍図²⁰⁾(図3-2)に比定したのが「宝暦12年鹿野市復原図」(図3-3)で、今日までに伝わる町名を記した。

これらに照らし合わせると、「町割図」は街道に直交する脇道が全て東西に貫いており(図3-1参照)、これらの脇道は貫いていないため一致しないこと、宅地間口の間数を街区毎に比較すると図3-2及び図3-3に比定することが難しい²¹⁾ことから「町割図」

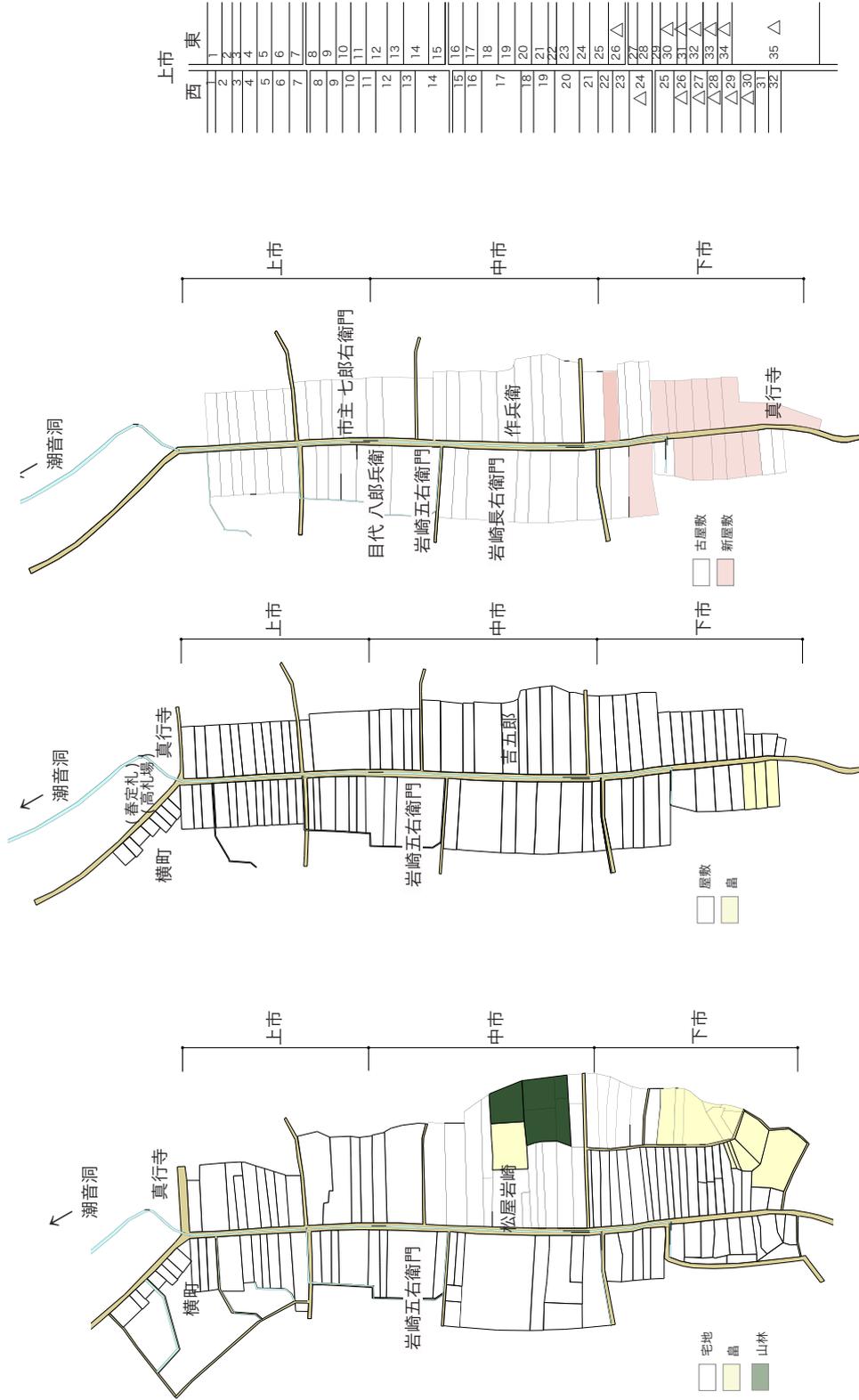


図 3-2 明治 20 年 (1887) 鹿野市
復原図 1/6500
岩崎家を示した

図 3-3 宝暦 12 年 (1762) 鹿野市
復原図 1/6500
岩崎家の場所を示した

図 3-4 貞享元年 (1684) 鹿野市
復原図 1/6500
岩崎家及び目代など有力者を示した

図 3-5 天和 3 年 (1683)
「町割図」にみる宅地割
表 3-1 に対応する、
△は新屋敷、その他は古屋敷



図 3-6 「御国廻御行程記 鹿野村」[部分] (『絵図でみる防長の町と村』より)

は計画図であると考えられる。計画図に記された道は実際には移動したと考え、脇道の位置を調整しながら、図3-2及び図3-3の宅地割を基本として各宅地を比定して作成したのが「貞享元年鹿野市復原図」(図3-4)である。図3-4より町の規模は図3-2及び図3-3と一致することが分かり、有力者である岩崎五右衛門家の位置は図3-2及び図3-3とも一致している。これより「町割図」は脇道の位置が3ヵ所合わないものの、町の規模、およそその街区及び有力者の家の位置の一致などから実際に建設された町の設計図であることがわかる。さらに末尾に記された雨落に関して、「二十三間、家数三十七軒分、雨落両方二尺宛二して」と記され、宅地の両側に2尺ずつの雨落ちが計画されていることから、本屋と長屋の間に空地を挟む構成であったと考えられる。

以上、「町割図」は町を建設する際に作成された計画図であり、新規参入者も募って建設した貞享期の空間構成は、町中を水路が貫く街道の両側に宅地が配され、本屋と長屋が1間の空地を挟み、街道に面して並ぶ宅地構成を呈し、有力者には大きい宅地間口が用意されたことが指摘できる。市立てを行う町として、市の権利を平等に分配するために均等な構成となっているものの²²⁾、有力者には大きな宅地間口を用意しており、新規参入者の家の前には水路が配されていないなど、立地条件に差があることも読み取れる。

この町並みはいかなる建築構成であったのだろうか。次節で松屋岩崎家の建築取得とその変遷について検討することで明らかにしたい。

3-3 松屋岩崎家の建築構成

松屋岩崎家を立て直す過程が詳細に記される岩崎重次による『重次調之』は、松屋岩崎家に残された貴重な史料の1つで、明和5年から重次の亡くなる文政5年(1822)頃まで記され²³⁾、その中には屋敷取得及び家屋建設の記述もある。福田氏は『岩崎家報告書』において『重次調之』をはじめとする岩崎家文書及び建物遺構調査に基づいて岩崎家住宅の変遷について検討している。『重次調之』を主な史料として図3-2、3、4を用い、重次の家屋取得の記録である『岩崎重次買得屋敷畠付立』(以下『重次買得』)²⁴⁾を参照し、研究成果を踏まえつつ、松屋岩崎家における建築変遷について町並み構成に照らして検討し、貞享期の建築構成について考察する。

鹿野市に戻ってきた明和5年の記述には、

明和五年子七月廿五日(中略)当地にて同名五右衛門方借家ニ住ス、今中酒屋下隣り之上之仕切也、其節ハ門向計うらなき見せ也、荷売をして手鍋にて暮らす(後略)

とあり、明和5年岩崎五右衛門の借家に住み、その時の建物は入り口ばかりの店であり、そこで煮売りをして暮らしたこと、その場所は中酒屋(岩崎五右衛門家)²⁵⁾の下手である南側に位置し、後に建物の北側を仕切って使ったことが知られる。前述した通り、岩崎五右衛門家は図3-2~4によると町建設当初から同じ場所にあったと考えられ、図3-2によると南側に4間分筆されており、これは江戸時代後期には分筆されたと考えられる。この4間とは貞享期における長屋2間半と空地1間とほぼ合致し、これより重次の住んだ借家は長屋であると考えられ、宅地の下手に配されたことが知られる。長屋は店として使用されており、「表向きばかり」とは柱だけの建物であると推察される。

次に安永7年(1778)の記述には、

初居宅作ル家敷と一間長屋共ニ、但中市ノ内下酒場の下向半軒屋敷なり原田弥右衛門より買受、今の上ノ物置也、右安永七年戌年也

とあり、安永7年に初めて建てた家は、中市の下酒場の南側に位置した半軒の敷地に主屋と1間の長屋で、後に「上ノ物置」と呼ばれたことが知られる。特に貞享期と同様に主屋と長屋をセットで建てることに注目される。間口1間にも関わらずセットで建てることから、鹿野市では主屋と長屋をセットで建てる法則が窺われる。

続いて寛政2年(1790)の記述には、

二居宅本間なり、寛政貳年戌ノ二月原田吉五郎より買得條拝ス、
併座敷者シコロハ寛午（ママ）ノ秋作るものなり

とあり、2番目の家は本間（軒）で寛政2年に原田吉五郎から購入したこと、寛政10年に座敷を主屋に鋳葺で建設したことが知られる。寛政2年2月付「売渡申家屋敷之事」²⁶⁾には「屋敷地六畝二十六歩、米六斗二升四合、家壱軒但石居三間半五間半、敷板敷居共二雨戸不残」と記され、6畝26歩の宅地と既存の「三間半五間半」の家を購入したことが知られる。これは「小村絵図」に記される吉五郎家の面積と一致し、図3-3、4より「町割図」に記される作兵衛家であると考えられる。作兵衛家の宅地は本屋5間、長屋2間、空地1間で構成されており、本屋を平入と考えると「三間半五間半」にはほぼ一致する。これより平入の本屋を上手に配し、空地を挟んで妻入の長屋を下手に配し、本屋と長屋が街道に面して並んでいたと考えられる。

さらに寛政10年の記述には、

一今上ミ空地半軒ハ吉田屋清五郎より買受、この秋仏間ヲ作ル、半軒ノ空地の間ニ、
寛政十年四月なり（中略）蔵、寛政七卯八月作ル今せとニ、長屋、但此家上ノう
らニ之也、この所に引、メて弐屋敷一ツニして、門向拾貳間八尺大谷川まで

とあり、寛政10年4月に上手である北側の空地半軒分を吉田屋清五郎より買い受け、秋に寛政2年に買った本屋の北側に仏間を作ったこと、寛政2年の居宅と合わせて宅地間口12間8尺となったことが知られる。寛政10年4月付「売渡申家屋敷之事」²⁸⁾に「屋敷3畝9歩、米2斗9升9合」とあり、寛政2年に購入した敷地面積の半分で半軒であり、寛政2年の宅地間口およそ8間と寛政10年に新たに買い足した宅地間口およそ4間を加えて12間8尺になったことが分かる。また『重次買得』に、

寛政十年四月買得、今之上ノ家と此居屋敷之中なるニ付、代銭少々高値也

とあり、この半軒の敷地は安政7年に購入した敷地と寛政2年に購入した敷地との間に位置することが知られる。

文化3年(1806)の記述には、

此方之長屋土蔵之二間ニ四間なり又小座敷納屋蔵三間余ニ六間分共ニ焼失ス時ニ
本家本蔵ハ無事別而本家ハ飛火も無きや茅の一本も無焼

とあり、長屋・土蔵・小座敷・納屋・蔵などは焼失したが本屋と本蔵は無事であったこと、本屋は茅葺きであったことが知られる。

文化9年の記述には「居宅上ニ引、文化九申二月より三月まで」とあり、居宅を上手に曳き屋したことが知られ、さらに増築及び茅葺から瓦葺への葺替えといった大

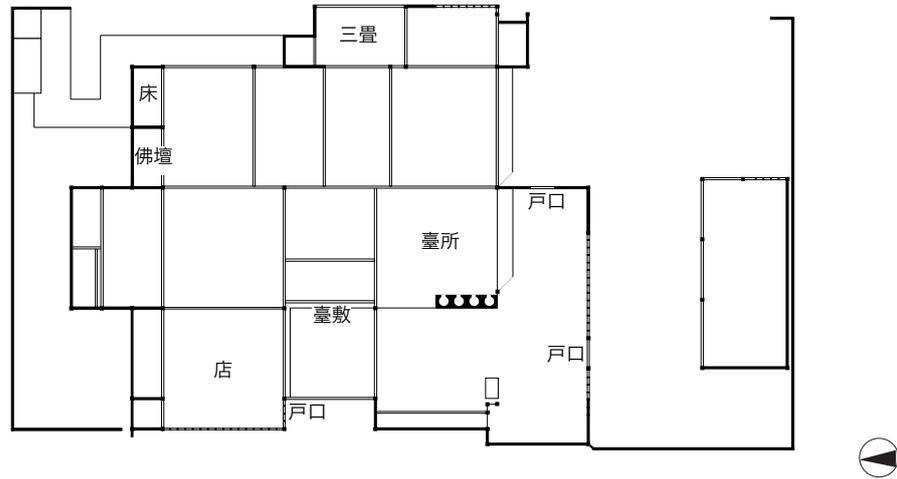
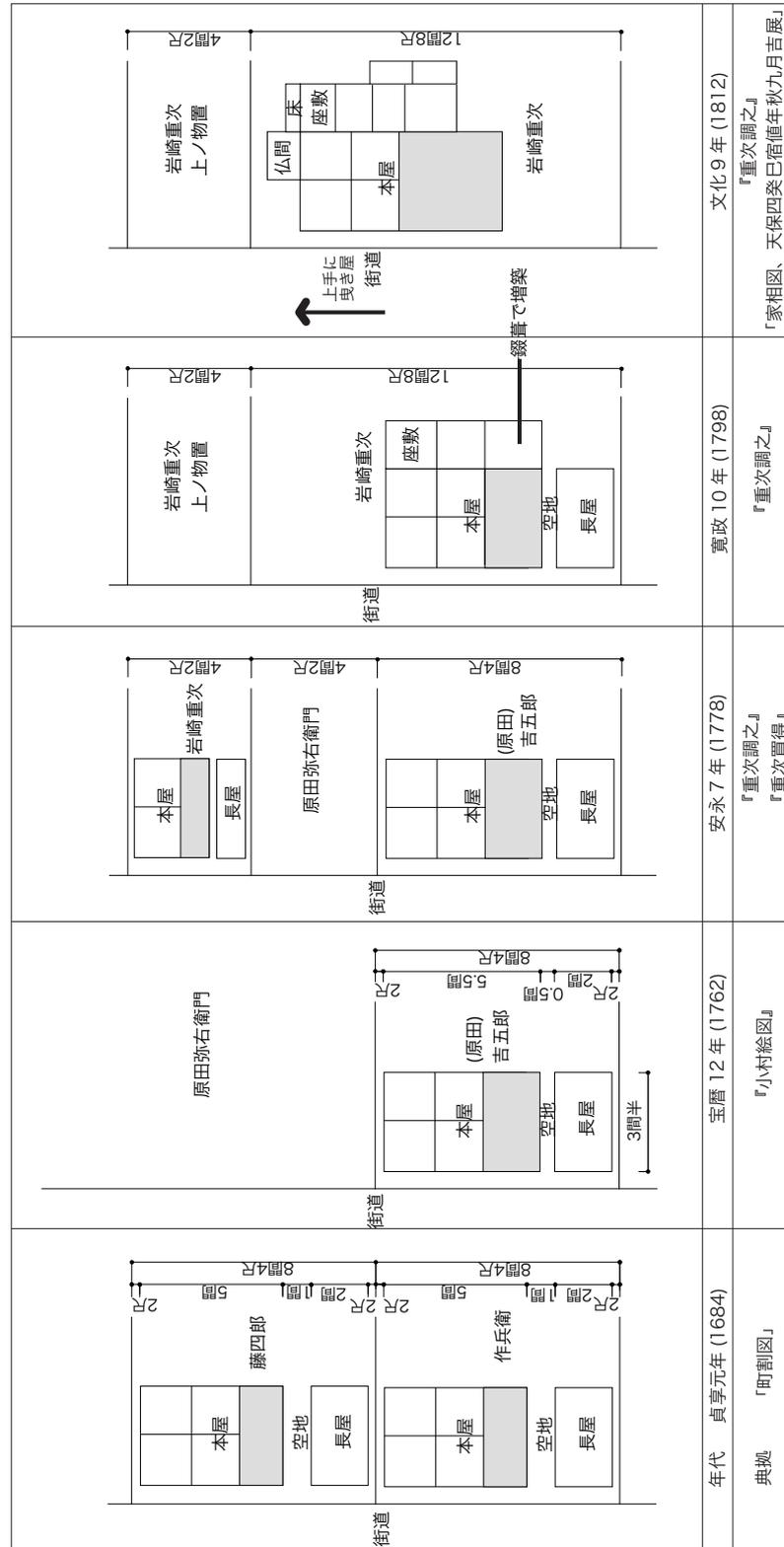


図3-7 天保4年松屋岩崎家主屋平面図 1/400 (「家相図、天保四癸巳宿値年九月吉展」より読取)
 ※部屋名は「家相図、嘉永元年戊申ノ歳立秋吉日積慶齋主人選印」による

改造などが行われたことが知られ²⁹⁾、この時の平面構成が天保4年岩崎家家相図(図3-7)に描かれる²⁹⁾。前述の通り、鹿野市における上手は北側に当たり、町並みの規則性に従って本屋を北側に曳いたと考えられ、図3-7より建築構成をみると、中央に戸口を設け土間を配し、その奥に式台を持つ玄関の間、南側土間に台所を配し、北側表にミセを配し、北側奥に寛政10年増築の座敷を配し、さらに北側に寛政10年増築の仏間を配している。座敷を含めた3間続きの部屋は敷居を外し、畳を上げて製薬の作業場として使われたという³⁰⁾。この平面構成から当初の平面は南側に土間を配した四間取り型であると考えられる³¹⁾。

以上踏まえて、松屋岩崎家が占めた土地建物の変遷を図3-8に示した。貞享元年は作兵衛家に当り、その宅地構成は、上手に平入茅葺の四間取り型であると考えられる本屋を配し、1間の空手を挟み、下手に妻入茅葺の長屋を配したと考えられる。宝暦12年は吉五郎家に当り、上手に平入茅葺で四間取り型の本屋を配し、1間の空手を挟んで下手に妻入茅葺の長屋を配する宅地構成を呈したと考えられる。寛政2年に重次は吉五郎家の土地と既存の本屋・長屋を購入し、寛政10年には上手に土地を購入し、宅地間口が12間8尺となり、座敷部分を背面に増築すると共に上手に仏間を増築し、文化9年に本屋の曳き屋や茅葺から瓦葺への葺替えなど大改造を行った。安政7年に購入した半軒屋敷を後に「上ノ物置」と呼んでいること、宅地間口12間8尺と現在の岩崎家がおよそ一致する³²⁾ことから、主屋は宅地間口12間8尺の上手に曳き屋されたと考えられる。



※安政7年の岩崎重次家の本屋はモデル図である

図 3-8 松屋岩崎家土地建物変遷図

以上松屋岩崎家の考察により、鹿野市が建設された貞享期における宅地構成は、住居である本屋を上手である北側に配し、空地进行1間挟み、店に使う2間の長屋を下手である南側に配したと考えられること、貞享期における本屋・長屋をセットとして建設し、それが少なくとも近世中期まで継続されていたと考えられることが明らかとなった。さらに、長屋は入り口だけで構成された建物で、それが店として使用されたことから、柱だけの壁のない建物で、市立てのために計画されたと推察でき、長屋は市商人が店舗や宿として使用したと考えられる。

段階的に合筆しながら形成された松屋岩崎家について考察したが、一般の鹿野市の宅地構成はどのように変遷したのだろうか。次節では鹿野市の町並み空間と商業の展開の関係性について検討する。

3-4 空間構成と商業の展開

鹿野市の家数は図 3-4 より貞享元年 (1684) は 66 軒³⁴⁾、図 3-3 より宝暦 12 年 (1762) 94 軒、後述する天保 13 年 (1842) 『注進案』 「市中家並居體高下之事」³⁴⁾ より家数の合計は 120 軒、さらに嘉永 3 年 (1850) 『郡中大略』³⁵⁾ には市 135 軒とあり、近世中期にほぼ 1.5 倍、近世後期には 2 倍以上に増えたことが知られる。『山代宰判本控』³⁶⁾ 天保 10 年 (1839) の項に、

山代御宰判鹿野市過ル朔日十日兩度三出火にて家込之所柄風烈敷防火不及方便居家蔵長屋失都合棟数百六拾軒及焼失

とあり、鹿野市にて 3 回火事あり、建て込んでいるところなので主屋・蔵・長屋を合わせて 160 軒焼失したと記され、近世後期には家が密集しているところとして周知されていたことが知られる。

町の規模は図 3-2~4 によると横町 8 軒分広がるものの、ほぼ変わらないことが知られ、家数の増加は分筆によることがわかる。図 3-2~4 の家数の変遷を表 3-2 に示し、時期ごとにみると、町建設当初の貞享期においては、上市・中市・下市の三つの町がほぼ 22 軒と均等に区分されたことが知られ、宝暦期には横町ができ、上市東・下市東で分筆が進み、町の端部で分筆が見られ、明治期は特に下市で分筆が進んでいる様子がわかり、町並み中央に位置する有力者の宅地間口は大きいものの、町並み端部で分筆が進んでいることが知られる。

表 3-2 鹿野市家数変遷表

	上市			中市			下市			横町	計
天和	東	11	22	東	13	23	東	10	21	—	66
	西	11		西	10		西	11			
宝暦	東	13	32	東	15	26	東	17	26	8	92
	西	19		西	11		西	9			
明治	東	13	27	東	16	27	東	27	42	8	104
	西	14		西	11		西	15			

近世後期の鹿野市の家数や商業について記載された『注進案』「市中家並居体高下之事」の項に、

上之部 拾五軒 但右之内瓦葺拾三軒、藁葺貳軒、酒造職醬油油古手小間物綿木綿商家之候

中之部 拾七軒 右之内瓦葺九軒、藁葺八軒、古手反物穀類小間物商家有之候

下之部 八拾八軒 右之内瓦葺七軒、藁葺八拾壹軒、商売之儀は蠟燭草履草鞋豆腐菘等商家有之候

とあり、上之部で家数 15 軒、瓦葺 13 軒、藁葺 2 軒、中之部で家数 17 軒、瓦葺 9 軒、藁葺 8 軒、下之部で家数 88 軒、瓦葺 9 軒、藁葺 81 軒と記され、前述の通り家数の合計は 120 軒である。上之部・中之部・下之部の区分は住居の上下で、上之部は全体の 1 割にも満たないものの、下之部は 8 割近くを占め、上之部は松屋岩崎家のように間口を大きくした家を指すと考えられ、下之部は宅地間口を二分した家であると考えられ、近世後期の空間構成と一致をみる。

続いて、近世後期の商業に関してみると、多くの日用品店の存在が記される。さらに『鹿野町誌』に安政 2 年 (1855) 頃の諸商・諸職人一覧に職業と名前が記載されている³⁷⁾。その内訳は家大工 3 人、桶屋 3 人、杣木挽 5 人、鍛紙 1 人、茶商 1 人、質屋 2 人、紺屋 4 人、醬油商 2 人、酒造商 3 人、旅籠屋 7 人、肥商 3 人、山物商 5 人、木綿商 11 人、綿商 20 人で計 70 人記載され、これらより近世後期には多くの常設店があったことが知られる。

市立てに関しては『注進案』「風俗之事」の項に、

市日、毎月三ノ日二三里内之商人罷越売買交易等仕處相応二繁昌仕候

とあり、近世後期においても 3 斎市が行われており、2、3 里離れた場所から商人が来ていることや市が繁昌している様子が知られるものの、『山代宰判本控』³⁸⁾ 天保 10 年 8 月付、長期間の市立て願いの記述に知られる近世後期の市立て状況について、

市中二月々三斎之市立有之、諸方々入込之商人数多之儀二而、先年者至而繁昌仕(中略) 去る酉年方之凶年続二而・・市立之者も次第相減・・右ニ付而ハ他所方入込候商人も一向無御座ニ付、御百姓方入用之牛馬は勿論、諸農具之仕入込も至而不自由(中略) 年々両度、二・八月五日宛牛馬・農具市御願申上度(後略)

とあり、凶年が続く、3 斎市が衰退し、他所から商人が来なくなり、牛馬や農具の仕入れに不自由するに至ったため、牛馬・農具市の開催を要請しているが知られる。

これらの史料から近世後期にも 3 斎市が行われていたこと、3 斎市衰退により牛馬・

農具を得る機会を要望していることが知られ、近世後期の鹿野市において、日用品は常設店で賄い、牛馬・農具といった特別なものは市で賄う状況であったことが読み取れる。

以上を踏まえ、前節までの考察と併せて、鹿野市における商業の展開から町並みの空間構成・建築構成について考察したい（図 3-9）。貞享期には住居である本屋と市商人に貸す長屋が1間の空地を挟んで並んだと考えられる鹿野市において、本屋に住む住民は農業に従事しており、市商人から商品を購入（あるいは交換）することで日用品を得ており、常設店は存在しなかったと考えられる。長屋は市商人が店舗や宿として使用したと考えられるが、次第にそこに居住して商売を行う者も現れ、長屋は市商人に貸すための施設から借家の住居兼店舗へと変わり、常設店が現れるようになったと考えられる。宝暦期には、宅地半軒が分筆され、常設店が増加し、長屋を借りていた市商人は旅籠屋に宿泊するようになったと考えられる³⁹⁾。さらに近世後期には、本屋と長屋とが分筆され、長屋が独立するに至ったと考えられる。

また建築形式については、平入茅葺の四間取り型本屋の奥に座敷を増築し、ミセを設けて商売をする者も現れたと推察でき、妻入の商家系民家へと発展し、妻入長屋は独立して妻入の主屋となったと考えられる。茅葺の建物が連なる景観を呈していたが、近世後期には瓦葺が37軒となるに至ったことが知られ、商業の展開とともに町並みの空間構成・建築構成も変化を遂げたと推察できよう。

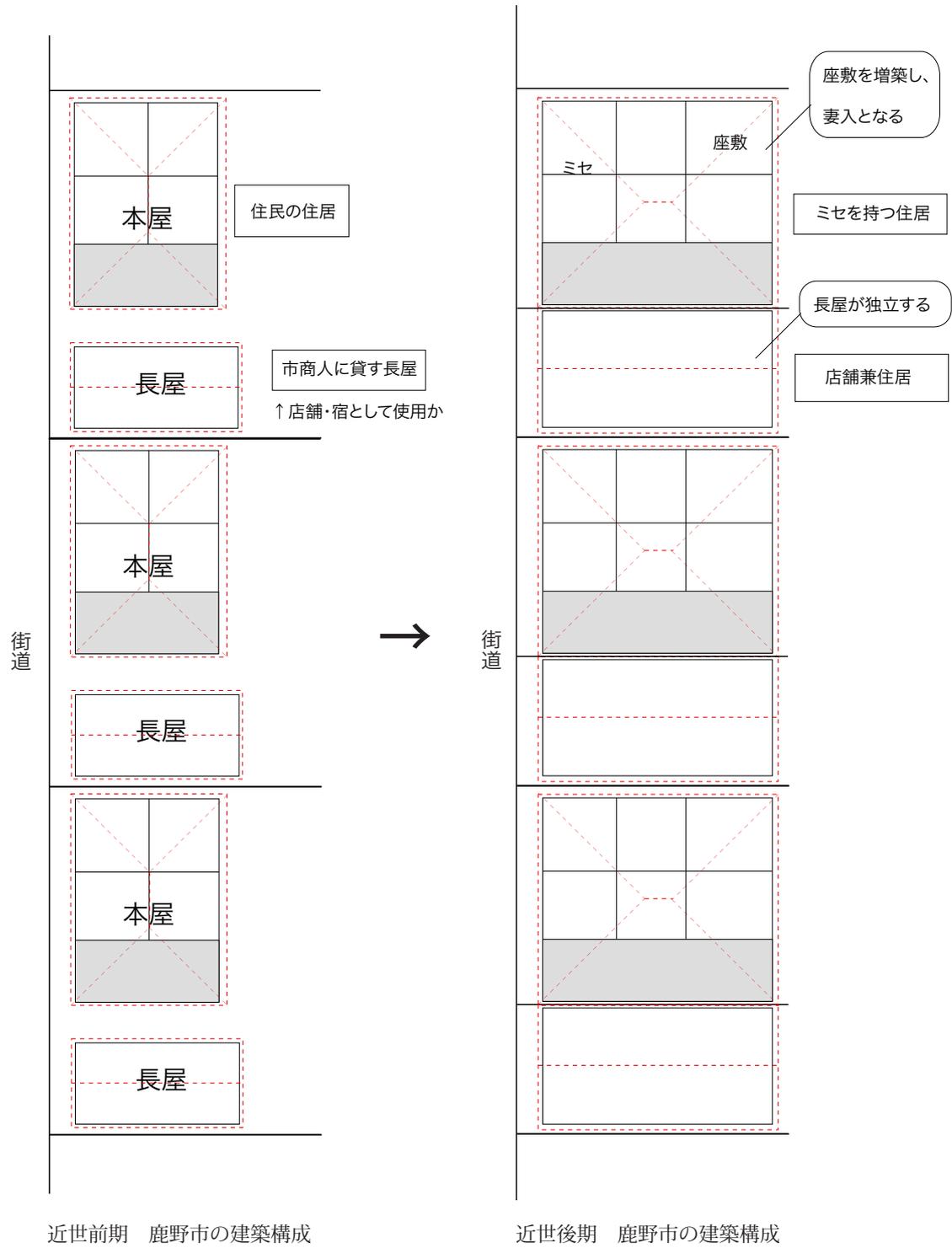


図 3-9 鹿野市建築構成の変遷

結

以上の検討によって、鹿野市は古市の移転に伴い、定期市を行う新たな町の建設が住民により行われ、市町の空間構成は北を上手とし、宅地構成は農民の住居である平入茅葺本屋と市商人に提供する間口2間の妻入茅葺長屋の間に、1間の空気を挟んだと考えられることを明らかにした。さらに町並みの構成秩序として、各宅地に住居である本屋と市商人に提供したと考えられる長屋をセットで建て、宅地の空間構成は上手に本屋・下手に長屋を配することが根底にあり、それは近世中期まで継承されていたと推定できる。住居である本屋の平面構成は下手に土間を設けた四間取り型を呈し、その建築構成は平入茅葺平屋建であると考えられ、市商人に提供したと考えられる長屋は柱だけで造られた壁のない簡素な外観を持ち、妻入茅葺平屋建であったと推察できる。

商業の発展とともに、市商人に提供されたと考えられる長屋が貸家の常設店に変わり、さらに宅地半軒が分筆され、長屋が本屋から独立したと考えられ、近世後期には家数が2倍以上となったことが知られる。住居であった本屋においてもミセを設け商売が行われ、四間取り型平面の奥に増築して妻入商家系民家へと変化を遂げたと思われる。

市町の景観構成は建設時には平入茅葺本屋と妻入茅葺長屋で構成されたが、近世後期には商家系民家となった妻入茅葺本屋と妻入茅葺長屋が独立した妻入茅葺民家が並んだと推測され、それらの中に瓦葺の民家が並ぶ妻入指向の町並み景観へと変遷したと考えられる。

定期市を行う商業機能に特化した市町として住民により建設された下から造られた市町の事例を考察したと言え、商業の展開により当初の計画である宅地に本屋・長屋を配する法則が崩れ、宅地が二分される過程を考証した。

注

- 1) 山口県教育委員会『歴史の道調査報告書 山代街道』（山口県教育庁文化財保護課、平成14年）
- 2) 鹿野町誌編算委員会『鹿野町誌増補改訂』（鹿野町、平成3年）
- 3) 『岩崎家資料総合調査報告書』（周南市教育委員会、平成18年）
- 4) 前掲1『歴史の道調査報告書 山代街道』
- 5) 山口県編『山口県史 史料編 近世3』（山口県、平成13年）所収
- 6) 山口県文書館蔵
- 7) 鹿野町教育委員会『山口県指定史跡 潮音洞』（鹿野町教育委員会、1957年）
- 8) 潮音洞碑文、（漢陽寺境内所在）
- 9) 山口県文書館『防長風土注進案 4 前山代宰判』（マツノ書店、昭和39年）
- 10) 「鹿野市并同町割図」（岩崎家文書）山口県文書館蔵、「嘉永三年庚戌ノ 秋岩崎良辰 □」とあり、嘉永3年(1850)に写されたことが知られる
- 11) 『重次調之』（岩崎家文書）山口県文書館蔵
- 12) 前掲3『岩崎家資料総合調査報告書』
- 13) 作成年は記載されていない
- 14) 宅地間口が大きい3軒の長屋は2間半である
- 15) 「四間半、但中之往来三通り分一筋一間半宛ニして」と記される
- 16) 前掲3『鹿野町誌』
- 17) 「鹿野上村一村限明細絵図」、山口県文書館蔵
- 18) 「御国廻御行程記 鹿野村」（『絵図でみる防長の町と村』所収、山口県文書館、1989年）
- 19) 「都濃郡鹿野上村御蔵入田畠小村式百四拾壱ヶ所之内八拾六ヶ所之絵図」（岩崎家文書）山口県文書館、「天保八丁酉ノ九月上旬吉日写之」とあり、天保8年(1837)に写されたことが知られる
- 20) 山口地方法務局周南支局蔵、制作年代は記されないものの、記載内容から明治20年頃と考えられる
- 21) 特に東西とも北側から3つめのブロックが合わない
- 22) 伊藤裕久「近世市町の空間形成」（『近世都市空間の原景—村・館・市・宿・寺・社と町場の空間形成』中央公論美術出版、2003年）
- 23) 重次以後も時々記されており、明治41年まで記される

- 24) 「岩崎重次買得屋敷畠付立」、周南市鹿野公民館蔵
- 25) 前掲4『岩崎家資料総合調査報告書』岩崎五右衛門家の屋号は中酒屋である
- 26) 寛政2年「屋敷売渡証文」、周南市鹿野公民館蔵
- 27) 寛政10年「屋敷売渡証文」、周南市鹿野公民館蔵
- 28) 前掲3『岩崎家資料総合調査報告書』文化9年の改造については、「文化九申春居宅普請帳」に詳細に記される
- 29) 前掲3『岩崎家資料総合調査報告書』既存の建物の吉兆を占い改善すべき所を示したもの
- 30) 岩崎徳夫氏による
- 31) 福田氏は平入・妻入両方の可能性を指摘されている
- 32) 前掲4『岩崎家資料総合調査報告書』及び現況調査による
- 33) 真行寺を除いた数字を示した
- 34) 前掲9『防長風土注進案』
- 35) 『郡中大略 山代宰判』、山口県文書館
- 36) 『山代宰判本控』、山口県文書館
- 37) 原史料は不明である
- 38) 前掲35『山代宰判本控』
- 39) 聞き取りによると、大正期～昭和前期にかけて鹿野市の宿屋に市商人が宿泊していたという